

鏡石町空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における空き家を有効活用するとともに、町内外からの交流人口の拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、町内の空き家等の情報を提供する鏡石町空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）の設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住することを目的として取得した町内に所在する住宅及びその敷地であって、現に居住していない住宅又は近く居住しなくなる予定の住宅をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家に係る情報を登録し、当該物件の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、その情報を提供する制度をいう。

(空き家の登録申込み等)

第3条 空き家バンクへの登録を希望する所有者は、鏡石町空き家バンク登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、所有者又は所有者の属する世帯の世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを確認し、申込みのあった物件の確認について、町と空き家バンクに関する協定を締結した団体に加盟する宅地建物取引業者のうち、町長が指定する業者（以下「指定宅建業者」という。）に依頼するものとする。
- 3 指定宅建業者は、前項の規定による依頼を受けたときは、速やかに当該物件を確認し、鏡石町空き家バンク登録物件報告書（様式第2号）により町長に報告しなければならない。
- 4 町長は、指定宅建業者より前項の規定による報告があった場合は、その結果を鏡石町空き家バンク登録物件確認完了通知書（様式第3号）により所有者へ報告しなければならない。
- 5 町長は、第3項の規定による報告を受けた物件について適当であると認めるときは、当該物件の情報を鏡石町空き家バンク登録台帳（様式第4号）に登録するものとする。
- 6 空き家バンク登録の有効期間は、当該登録をした日から2年間とする。

(登録事項の変更)

第4条 前条第4項の規定による通知を受けた者（以下「情報登録者」という。）は、当該登

録事項に変更があったときは、鏡石町空き家バンク登録変更届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、鏡石町空き家バンク登録台帳の登録内容を変更するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により登録内容を変更したときは、鏡石町空き家バンク登録内容変更完了通知書（様式第6号）により、所有者に通知するものとする。

（登録物件の有効期間の延長）

第5条 空き家バンク登録の有効期間満了後も情報登録者から特段の申出がない場合は、登録物件の有効期間を更に2年間延長するものとする。なお、延長の回数は制限しない。

（登録の抹消等）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録を抹消するものとする。

- (1) 情報登録者より、鏡石町空き家バンク登録抹消届出書（様式第7号）の提出があったとき。
 - (2) 空き家バンクの利用により、売買又は賃貸借の契約が成立したとき。
 - (3) 空き家バンクの登録の内容に虚偽があったとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により登録を抹消したときは、鏡石町空き家バンク登録抹消通知書（様式第8号）により、情報登録者に通知するものとする。

（登録情報の公開）

第7条 町長は、次の各号に掲げる空き家バンク登録の情報（以下「公開情報」という。）を町のホームページ等において公開するものとする。ただし、情報登録者が公開を希望しない場合を除く。

- (1) 登録番号
- (2) 登録の目的
- (3) 字名までの物件所在地
- (4) 売却希望価格又は賃貸料
- (5) 物件の概要
- (6) 設備の状況
- (7) 主要施設等までの距離
- (8) 特記事項
- (9) 位置図
- (10) 物件説明図（配置図、間取り図）
- (11) 写真

(利用の申込み等)

第8条 公開情報により、空き家バンクを利用しようとする者(以下「利用希望者」という。)は、鏡石町空き家バンク利用申込書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を精査し、利用希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その申込みの内容を当該希望物件の情報登録者にその旨を鏡石町空き家バンク物件利用申込通知書(様式第10号)により通知するものとする。また、指定宅建業者には別に通知するものとする。ただし、利用希望者、利用希望者が属する世帯の世帯員又は同居予定人が暴力団員と認めるとき又は公序良俗に反するおそれがあると認めるときは、この限りではない。

- (1) 空き家に居住しようとする者
- (2) その他町長が適当と認めた者

(情報登録者と利用希望者との交渉等)

第9条 情報登録者及び利用希望者とのバンク登録された物件に関する売買・賃貸借に関する交渉、契約等については、指定宅建業者が行うものとし、町は直接これに関与しないものとする。

2 指定宅建業者は、前項の交渉の結果を、鏡石町空き家バンク交渉結果報告書(様式第11号)により町長に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第10条 情報登録者及び利用希望者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家バンクから知り得る個人情報(以下「個人情報」という。)を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。
- (2) 個人情報を町長の許可なくして複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏洩、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(適用上の注意)

第11条 この要綱は、空き家バンク以外による物件の取引を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。